

社会福祉法人藤睦会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤睦会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。又、委員とは、評議員選任・解任委員（外部委員含む）をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用を弁償し日当を支給する事が出来る。

2 評議員が評議員会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用を弁償し日当を支給する事が出来る。

3 評議員選任・解任委員（外部委員含む）が評議員選任・解任委員会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用を弁償し日当を支給する事が出来る。

4 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会が同日開催の際は、いずれか一方の出席費用弁償費及び日当を支給する事が出来る。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員（外部委員含む）が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人藤睦会旅費及び費用弁償規程に準ずる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

1、この規程は、平成29年12月15日より適用する。

2、この規程は、平成31年4月1日より適用する。

3、この規程は、令和4年7月1日から実施する。

別表 1

名 称	報 酬	出席費用 弁償費	日 当	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	0円	3,000円	5,000円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	0円	3,000円	5,000円	
監事業務報酬等 (日額)	0円	3,000円	5,000円	
委員業務報酬等 (日額)	0円	3,000円	5,000円	